

# 滋賀県市民農園の整備に関する基本方針

平成4年3月31日 策定

平成24年3月1日 変更

## 第1 目的等

- 1 この基本方針は、市民農園整備促進法（平成2年法律第44号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき定めるもので、本県の市民農園の適正かつ円滑な整備を図ることを目的とする。
- 2 今後、本県における市民農園の整備および運営については、法および関係法令のほか、この基本方針によるものとする。

## 第2 市民農園の整備の基本的な方向

- 1 社会経済の成熟を背景に、県民の自由時間の増大、余暇活動の内容の多様化等に伴い、野菜や花を育て、土と親しむ場、農作業の体験の機会のある場に対する需要が高まってきており、市民農園の整備の促進が必要となっている。このため、次の基本的な方向に沿って、優良な市民農園の整備の促進を図るものとする。
  - (1) 都市地域においては、市街化の進展等により緑が減少してきており、防災機能や良好な環境形成機能を有するオープンスペースの確保・創出が求められており、都市公園等を補完する緑地機能を有するものとして、また土に親しむ身近な憩いの場として市民農園の整備の促進を図ることとする。
  - (2) 農村地域においては、担い手の高齢化や過疎化の進行に伴い、農地の遊休化が懸念され、都市と農村の交流を通じ、農地の有効利用、地域の活性化が求められていることから、このような課題に対応するため、市民農園の整備の促進を図ることとする。
- 2 市民農園の整備に際しては、都市地域と農村地域とでは市民農園に対するニーズおよび整備の内容も異なるので、それぞれの特性に応じ、市民農園に対する多様な需要に応えられるよう、計画的に整備を行うこととする。
- 3 市民農園の整備は、市町村の総合計画、都市計画（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第1項に規定する計画をいう。以下同じ。）、農業振興地域整備計画（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第8条第1項に規定する計画をいう。）その他の土地利用計画等との調和が保たれたものでなければならない。

## 第3 市民農園として整備すべき区域の設定に関する事項

市民農園区域は、法第4条第1項各号に規定する要件に該当する区域のうちから以下の諸点に留意して指定するものとする。

### 1 市民農園区域の規模

優良な市民農園の整備を行うという法の趣旨から、一定の市民農園施設の整備を効率的に行い得る程度の規模とする必要があるが、予想される利用者の数、農地の賦存量や付近の施設の整備状況等を勘案し、地域の実情に応じ適切な規模とすること。

### 2 立地条件

次の要件を満たす区域であって、農地所有者の土地利用に関する意向、農業構造改善事業等の実施状況、予想される利用者の数等からみて、区域内における市民農園の開設およびその円滑な運営の見込みがあるものであること。

- (1) 道路の整備状況等からみて、利用者が容易に到達できると認められること。
- (2) 用水の確保が容易であること。
- (3) 土地利用の状況等を勘案し、適正かつ合理的な土地利用に支障を及ぼさないと認められること。

### 3 農業との調整

農業との土地利用の調整を図るため、地域の農用地の保有・利用の現況および将来の見通し、農業者の農業経営に関する意向等からみて、周辺の農用地の農業上の利用の増進に支障を及ぼさないよう、次の諸点に留意すること。

- (1) 集团的農用地を利用して市民農園区域を指定する場合は、その集団性を失わせたり、土地利用の混在を招かないようにすること。

- (2) 農用地区域（農振法第8条第2項第1号に規定する区域をいう。以下同じ。）内において市民農園区域を指定する場合は、その周辺部を指定する等、土地基盤の整備や営農条件に支障を及ぼさないようにすること。
- 4 林業との調整  
林業との土地利用の調整を図るため、林業上の利用の増進に支障を及ぼさないよう留意すること。
- 5 都市計画との調整  
都市計画との土地利用の調整を図るため、次の諸点に留意するものとする。
- (1) 都市計画区域（都市計画法第4条第2項に規定する区域をいう。）内において市民農園区域を指定する場合は、都市的土地利用との調整に配慮し、合理的な土地利用に支障を及ぼさないようにすること。
- (2) 道路、下水道等の都市計画施設（都市計画法第4条第6項に規定する施設をいう。）の区域においては、市民農園区域を指定しない等、都市施設（都市計画法第4条第5項に規定する施設をいう。以下同じ。）の整備に支障を及ぼさないようにするとともに、公園や緑地等の都市施設との調和ある整備についても配慮すること。

#### 第4 市民農園施設の設置その他の市民農園の整備に関する事項

市民農園の整備に当たっては、次の諸点に留意して行うものとする。

- 1 市民農園である旨の標識等を設置するとともに、必要に応じ、生垣等により周囲を囲い、農用地の保全を図り、都市住民等のレクリエーション需要の充足、自然環境の保全および市民農園の景観の保持に十分配慮し、良好な生活環境の形成にも資するように整備すること。
- 2 排水対策や土壌の改良など必要に応じ、利用者が容易に農作業を行い得るように農地を整備すること。
- 3 農地に区画を設けて利用させる場合は、1区画の大きさをおおむね15平方メートル以上とし、標識杭等により、区画の境界を明らかにすること。
- 4 周辺の道路等の整備状況を十分に勘察して、その整備に支障を来さないようにすること。
- 5 市民農園の機能を確保するため、原則として、次の市民農園施設を備えることとし、区画数等に照らして適正な規模・内容とすること。
  - ・園路
  - ・休憩施設（ベンチ、あずまや等）
  - ・便所、手洗場、水飲場その他の給排水施設
  - ・農機具収納施設
  - ・ごみ置場
  - ・また、必要に応じ、駐車場等の施設を設けること。なお、その機能を代替できる施設が周辺に存在する場合は、それをもって代えることができるものとする。
- 6 農用地区域においては、市民農園施設の用に供される土地が農用地利用計画（農振法第10条第3項に規定する計画をいう。）において指定された用途に即して利用されること。
- 7 市民農園施設の整備のために農地等の転用を必要とする場合は、農地法第4条第2項または同法第5条第2項に照らして、農地転用の許可の対象と判断されることが必要であること。
- 8 市民農園周辺の道路における危険を防止し、その他交通の安全に配慮すること。

#### 第5 市民農園の利用条件その他の市民農園の運営に関する事項

市民農園の運営に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

- 1 広報、チラシ、掲示等による一般公募を行い、抽選、先着順等公平かつ適正な方法により利用者の選定を行うこと。
- 2 農園や施設の利用の料金は適正なものとする。
- 3 市民農園の管理が適正に行われるよう、必要に応じ、利用者の遵守事項等について定めるとともに、巡回、指導等の体制を整備すること。
- 4 農作物の調理講習会、交換会および展示会を開催する等して、市民農園の利用者の交流の促進を図り、農業に対する理解を深めるよう配慮するとともに、利用者組織の育成にも努めること。

#### 第6 その他必要な事項

市民農園の円滑な整備を促進するため、県、市町村および関係団体は、市民農園に関する普及啓発活動等を実施するとともに、認定開設者に対し、必要な助言、指導その他の支援に努めるものとする。